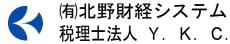
# KNC NETWORK NEWS

2018年2月24日

経営一言:「またつらい時期がくるかもしれないけど、次の幸せのためのステップだと (羽生 結弦 五輪金メダル・フィギュア選手)

一所長コメント: 未来永劫、順風満帆が続くとは限らない。山があれば谷があることを 肝に命じておくこと。今の痛みは大きな経験であり財産です。次のステップとなります。 有難い教えです。一



大阪市淀川区西中島 7-1-26 オリエンタル新大阪ビル 707 号

TEL: 06-6304-7857 • FAX: 06-6304-8851

http://kncc.co.jp

## 気になる記事:病院ベッド、39都道県で過剰。不要な入院招く懸念

日本の病院のベッド数が大幅に必要を上回ることがわかった。2016年のベッド数は25年に必要とされる予測より約5%多い。医療は 供給過剰が不要な需要をつくる傾向があり、現状では医療費増に拍車がかかる。厳しい高齢化に備えて、病院にコスト感覚を徹底させる などの転換が必要になる。「地域医療構想」は団塊世代が75歳以上になる25年をにらんだ医療体制をつくる材料。必要なベッド数は人 口推計や年齢ごとの入院率などをもとに試算している。

## 社員割引、3割引きまで源泉徴収不要

自社の商品を社員に値引き販売すると、値引きした分は社員 に「経済的利益」があったとみなされるので、会社は給与の支払 いをしたものとして基本的に源泉徴収しなければなりません。し かし、一定程度の販売価額以上であれば源泉徴収は不要となり ます。判断の基準は国税庁の通達に記されて、販売価格が原価 以上であり、一般消費者に販売する価格のおおむね70%以上 なら問題ありません。3割引きまでなら会社は源泉徴収が不要で 社員割引販売ができ、社員に給与課税されることがありません。

なお、販売額は必ずしも全社員一律にする必要はありません が、通達によると「地位、勤続年数に応じたて合理的なバランスが 保たれる範囲内の格差」にしないと給与課税の対象になるので注 意が必要です。また、一般の消費者が生活に使う量を大量に超 えて社員に販売すると、他社への転売などによって社員が利益を 得る可能性もあるので給与として課税されます。

#### 棚卸資産の評価損 《税務》

棚卸資産は、時価が下がったことで会社が評価替えによって価 額を減らしたとしても、その減額分は基本的に損金に算入されま せん。なぜなら、その商品などを販売しない限り、価格下落のよ る損失は発生しないためです。

ただし、会社の経営が傾いて民事再生手続きが決定されたとき や、資産が「災害で著しく損傷したとき」、さらに「著しく陳腐化した とき」が、損金算入できる例外として挙げられています。

倒産や災害は分かりやすいですが、常に微妙な判断になるの が「陳腐化」です。売れ残った季節商品で、今後は通常価格で販 売できないことが明らかであるものなどがこれにあたります。

ただ、例えばファッション衣料で、アパレル業界の人にしか分か らない「流行遅れ」という判断だけでは、その商品が「著しく陳腐 化した」と税務署に認められるのは難しいです。商品に欠陥がな いにもかかわらず、環境の変化などで価値が著しく減少し、その 価値が今後回復しないと認められる状態にあることが、「著しく陳 腐化」したことと認められる条件です。

## グリーン車通勤、支給する手当は非課税にならず 《税務》

社員に支給する通勤手当は、国税局の基本通達によると「最も 経済的かつ合理的な経路」で通勤するための金額であれば、月 15万円までは所得税の課税対象にはなりません。在来線だけ ではなく、新幹線を利用しても上限までは非課税ですが、グリー ン車の代金は課税対象になるので注意しなければありません。

例えば、静岡駅から東京駅に通う社員が「月に数回は新幹線の グリーン車で快適に通勤させてほしい」と願い出てきたため、月1 3万4千円の新幹線代(定期代)のほかに、8枚のグリーン券の合 計額14万6千円を非課税の通勤手当として処理するのは間違い です。グリーン車の料金はたとえ非課税限度額の範囲内でも課 税対象となるので、会社は給与の一部として源泉徴収しなければ なりません。

また、通勤が遠距離になる社員への負担の重さを考慮し、定期 券の額面にプラスして支払った通勤手当も、定期券代を超える部 分は源泉徴収の対象になります。

#### 見習い中 《経営》

時々行く飲食店には、「只今見習い中」という名札を付けた店 員がいつも数人います。長い人は数年間付けているようです。彼 らは接客動作が早く、先輩や店主が呼ぶと大きな声で返事をし て、指示通りに動きます。最近の新入社員の多くは「研修中」とい う名札を付けていますが、一般的に3ヶ月程の試用期間が終わ ると自動的に外してしまいます。本人も研修中という名札を外す と見習い期間が終わったと思い、先輩から学ぶ姿勢が消えてし まう人もいます。同時に、先輩の方も後輩の教育が終わったと思 い、後輩の欠点に関心を持たなくなる場合があります。

「能」の秘伝書『風姿花伝』に、「上手にもわろき所あり。下手に も、よき所必ずあるものなり。これを見る人もなし。主も知らず。上 手は、名を頼み、達者に隠されて、わろき所を知らず。」とありま す。見習い中の人が先輩の技術や接客法等を学ぶ事は当然な がら、先輩が慢心してしまう事は一層問題です。仕事上大きなミ スをする人は、見習い中の者よりも先輩の方が可能性は高くなり ます。見習い中の人を見守る姿勢は、先輩の成長を促す効果が あると考えられます。

因みに、前掲の『風姿花伝』は、「上手は下手の手本、下手は 上手の手本なりと工夫すべし。」と結んでいます。